

平成29年度保育所入所の申込について

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、保育所などを利用される際に、利用者負担額や保育の必要性などを判断するため、支給認定（保育の必要性を認定する手続き）が必要となりました。

保育所へ申込みの際、「保育の必要性の認定の申請」と「保育所の利用希望の申込み」を同時にし、もらうことになります。

保育所利用までの流れ

- ◆支給認定申請兼保育所等利用申込（保育の必要性の認定の申請・保育利用希望の申込）→調査、利用調整、入所選考→保育の必要性の認定と保育利用施設の入所決定等を同時に通知
- 1. 保育施設等を利用するための保育の必要性の認定
- 保育所・幼稚園などの利用を希望する場合、利用のための認定を受ける必要があります。下図の区分に応じて利用施設等が決まっていきます。

①保育を必要とする事由

保育所への入所申込みが出来る

- ②保育の必要量
※保育を必要な事由ごとに、次の

1号認定 教育標準時間認定	
お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	利用先：幼稚園
2号認定 満3歳以上・保育認定	
お子さんが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等を希望する場合	利用先：保育所
3号認定 満3歳未満・保育認定	
お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等を希望する場合	利用先：保育所

児童は、神崎町内に住所がある0歳から小学校就学前の児童で、保護者が次のいずれかに該当し、保育が必要な状態であること。

・就労

・妊娠、出産

・保護者の疾病、障害

・同居親族等の介護・看護

・災害復旧

・求職活動（起業準備を含む）

・就学（職業訓練等含む）

・虐待やDVの恐れのあること。

・育児休業取得時に、既に保育を利用していること。

いずれかに区分されます。
「保育標準時間」利用→フルタイム就労を想定した利用時間

（最長11時間）

「保育短時間」利用 → パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

③優先利用への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待やDVの恐れのある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断されます。

ひどり親家庭、生活保護世帯、虐待やDVの恐れのある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断されます。

②就労を確認できる書類 同一世帯で児童2人以上の場合は1部
・外勤の場合 就労（内定）証明書

・自営業・農業・内職の場合
・自営業就労申立書

・病気を理由とした場合 医師の診断書又は身体障害者手帳の写しや療育手帳の写し等

・出産を理由とした場合 出産証明書や母子健康手帳の写し

・病人の看護等を理由とした場合 医師の診断書又は身体障害者手帳の写しや療育手帳の写し等

○問合せ

神崎保育所 ☎ 2058
米沢保育所 ☎ 2810